

掛 川 市 公 告

掛川市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年掛川市規則第46号）第3条の規定により、指定管理者の指定について次のとおり公告する。

平成27年 1 月13日

掛川市長 松 井 三 郎

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 掛川駅北第1自転車等駐車場

掛川市南西郷66番地の15

(2) 掛川駅北第2自転車等駐車場

掛川市駅前68番地

(3) 掛川駅南自転車等駐車場

掛川市南一丁目1番

2 管理の基準及び業務の範囲

掛川市自転車等駐車場指定管理業務仕様書（別紙）のとおり

3 指定をする予定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年）

4 申請の方法

市長が別に定める方法による（非公募）

掛川市自転車等駐車場 指定管理業務仕様書

平成27年1月

掛川市都市政策課
中心市街地活性化推進係

1 本仕様書の目的

本仕様書は、市と指定管理者が相互に協力し、掛川市自転車等駐車場（以下「本施設」という。）を適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本施設の設置目的と指定管理者の指定の意義

掛川駅周辺における自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。以下同じ。）の利用者の利便性に資するとともに、自転車等の駐車秩序の確立を図ることが本施設の設置目的である。

市と指定管理者は、本施設の管理運営に関して、市が指定管理者の指定を行うことの意義は、自転車等駐車場の管理運営に関する指定管理者の能力を活用しつつ、市民の豊かで充実した生活の実現に貢献することにあることを確認する。

3 公共性及び民間事業の趣旨の尊重

指定管理者は、本施設の設置目的及び指定管理者の指定の意義を理解し、常に公共性の保持に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって管理運営業務を行うものとする。

また、市は、管理運営業務が収益事業をも営む民間事業者等によって実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

4 管理運営業務の対象施設

指定管理者が管理運営業務を行う本施設の名称及び所在地については、次のとおりとする。

(1) 施設の名称及び所在地

- ・掛川駅北第1自転車等駐車場 掛川市南西郷66番地の15
- ・掛川駅北第2自転車等駐車場 掛川市駅前68番地
- ・掛川駅南自転車等駐車場 掛川市南一丁目1番

(2) 施設概要

面積及び収容台数

- ・掛川駅北第1自転車等駐車場 1,326.00㎡ 1,189台
- ・掛川駅北第2自転車等駐車場 475.04㎡ 239台
- ・掛川駅南自転車等駐車場 532.14㎡ 428台

5 指定管理期間

3年とする。（平成27年4月1日から平成30年3月31日まで）

6 業務要求水準

市は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するために、指定管理者に次の業務要求水準を課すものとする。

なお、業務要求水準の数値は、通年で行う利用者満足度調査により把握するものとする。

評価項目	評価指標	要求水準
A 駅北第1駐輪場の利用率	毎月集計する利用率を4ヶ月ごとに要求水準に照らして評価する。	80%以上
B 駅北第2駐輪場の利用率		80%以上

C 駅南駐輪場の利用率		80%以上
D 駐輪場内の事故発生件数	<ul style="list-style-type: none"> ・件数を把握し、随時報告する。 ・場内の事故や苦情の原因を追究し、発生抑制に努める。 	10件未満
E 苦情受付件数		10件未満
F 施設の利用台数（台）	530,000台 ※ 市は、指定管理者が策定する事業計画書の内容に基づき、協定締結時に施設利用者数の数値目標を設定する。	

7 管理運営業務の根拠法規等

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたっては、本書のほか、指定管理者が策定し市が承認した事業計画書及び次に掲げる関係の法令等、その他関係する法令等の定めるところによるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）
- (3) 掛川市自転車等駐車場条例（平成17年掛川市条例第85号。以下「駐車場条例」という。）
- (4) 掛川市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年掛川市規則第46号。以下「駐車場規則」という。）
- (5) 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）
- (6) 掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号。以下「個人情報保護条例」という。）
- (7) 掛川市環境基本条例（平成17年掛川市条例第227号。以下「環境条例」という。）
- (8) 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号。以下「会計規則」という。）
- (9) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

8 管理運営業務の内容

指定管理者が行う管理運営業務の内容は、次に掲げるとおりとする。（条例第4条第2項）

- (1) 駐輪場利用券の交付、駐車の拒否・許可、供用の休止等に関する業務
- (2) 駐輪場施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 放置自転車等の処分
- (4) 施設の設定、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務
- (6) 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務
- (7) 前各号のほか、市が施設の管理運営に関して必要と認めた業務

9 禁止事項

次の事項については、禁止することとする。

- (1) 市の承認がない事業計画の実施
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為
- (3) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為
- (4) その他本施設の使用を不相当と認めるとき

10 使用料

使用料は、駐車場条例に定める金額によるものとし、市の収入とする。ただし、指定管理者が策定し市の承認を得て実施する自主事業で得た収入については、指定管理者の収入とする。

1.1 指定管理料の支払い方法

(1)市は、指定管理者に対し、指定管理料を分割して支払うものとする。

(2)指定管理者は、当該年度の指定管理料を年3回（9・2・3月）市に請求するものとし、市は請求書を受領した日から30日以内に指定管理者に支払うものとする。

内 訳	金 額
9月	12,700,800 円（内消費税額 940,800 円）
2月	10,584,000 円（内消費税額 784,000 円）
3月	2,116,800 円（内消費税額 156,800 円）

1.2 管理運営業務の履行体制

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって、事業計画を確実に履行する体制を構築することはもちろんのこと、次の者を必ず配置すること。ただし、駅周辺駐車場と共通の配置とする。

- (1)管理責任者1人を置くこと
- (2)業務員3人を置くこと

1.3 年度事業計画書の提出

(1)指定管理者は、毎年度の管理運営業務開始日の15日前までに、市に対して次に掲げる事項を記載した年度事業計画書を提出し、承認を受けるものとする。

- ①管理運営業務の方針及び重点課題
- ②管理運営業務の年間目標
 - ・業務要求水準に対する目標
 - ・利用台数
 - ・使用料収入
- ③施設管理及び自主事業の実施計画
- ④収支計画書
- ⑤職員体制の組織図

(2)指定管理者は、前項の計画書に変更が生ずるときは、あらかじめ市と協議した上で、計画変更の承認を受けるものとする。

(3)指定管理者は、事業計画書の提出とあわせ、職員行動等に関するマニュアルを市に提出し、承認を受けるものとする。

1.4 自主事業

指定管理者は、駐車場の管理運営業務をもって市民の豊かで充実した生活を実現するため、又健全かつ安定的な施設経営の実現を図るため、自主事業を行うことができるものとする。

- (1)指定管理者は、自主事業の計画をあらかじめ年度事業計画に定め、事前に市の承認を得るものとする。
- (2)指定管理者は、自主事業の実施において本施設を使用するときは、駐車場条例に定める使用料を支払うものとする。その場合、当該自主事業の営業又は非営業の区分については、事業ごとに双方協議により判断し決定するものとする。

1.5 定期報告の義務

指定管理者は、毎月の管理運営業務の終了後、翌月の7日までに次に掲げる事項を記載した管理運営業務定期報告書を市に提出し評価を受け、以後の管理運営業務に必要な改善を行わな

なければならない。

- (1) 収支状況
 - ア) 全体
 - イ) 施設機能別
 - ウ) 使用料に係る有価利用券の受払計算書
- (2) 施設の月別利用者状況
 - ア) 全体
 - イ) 施設機能別
- (3) 事業計画の実施状況
- (4) 施設の維持管理状況
- (5) 施設に対する苦情・意見・要望等の処理顛末状況
- (6) その他管理運営の実態を把握するために必要な事項

1.6 完了報告書の提出

指定管理者は、毎年度の管理運営業務の終了後、翌年度の5月末日までに次に掲げる事項を記載した完了報告書を市に提出し評価を受けなければならない。ただし、指定管理者が、年度の途中において自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、取り消しの日から起算して30日以内に、取り消しの日までの間の完了報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務要求水準の達成度
 - ア) 駅北第1駐輪場の利用率
 - イ) 駅北第2駐輪場の利用率
 - ウ) 駅南駐輪場の利用率
 - エ) 駐輪場内の事故発生件数
 - オ) 苦情受付件数
 - カ) 施設の利用台数(台)
- (2) 収支決算書
 - ア) 全体
 - イ) 施設機能別
 - ウ) 使用料に係る有価利用券の受払計算書
- (3) 施設の月別間利用者実績
 - ア) 全体
 - イ) 施設機能別
- (4) 事業計画の実施結果
- (5) 施設の維持管理結果
- (6) 施設に対する苦情・意見・要望等の処理顛末
- (7) その他管理運営の実態を把握するために必要な事項

1.7 管理運営業務の再履行

市は、管理運営業務の内容が、根拠法令、承認済みの事業計画内容に適合しないものであるときは、指定管理者に対してその業務の再履行を命ずることができる。この場合において、再履行に要する費用は、指定管理者の負担とする。

1.8 帳簿の保管・整備等

- (1) 指定管理者は、次に掲げる帳簿類を作成し、常備するものとする。
 - ① 駐輪場の利用状況、管理業務の実施状況等を日ごとに記録した書類(業務日誌)
 - ② 使用料(利用料金)の収入実績簿
 - ③ その他市が必要と認めるもの

- (2)前各号の書類は、指定管理期間終了後5年間保管するものとする。
- (3)指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合は、関係書類を速やかに市に返還するものとする。

19 備品等の貸与

- (1)市は、管理運営業務に必要な備品、器械、装置（以下「備品等」という。）を指定管理者に無償で貸与するものとする。
- (2)前項の備品とは、別紙の管理要領に掲げるものをいう。
- (3)指定管理者は、貸与を受けた備品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、損傷又は亡失したときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (4)指定管理者が貸与を受けた備品等の修繕又は更新については、市が行うものとする。
- (5)指定管理者は、貸与を受けた備品等を管理運営業務以外に供してはならない。
- (6)指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、貸与を受けた備品等を速やかに市に返還するものとする。

20 建物の修繕

- (1)建物の躯体、防水、外装及び基幹的な設備の改修整備については、市が行うものとする。ただし、1件につき5万円未満の現状の機能を回復するための簡易な修繕又は工事については、指定管理者が行うものとする。
- (2)利用者の安全確保のために緊急を要する修繕工事の場合は、5万円を超えるものであっても、指定管理者が行うことができるものとする。この際に要した費用は、指定管理者の請求に基づき市が負担するものとし、市は、その請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に支払うものとする。

21 定例会議の開催

指定管理者は、施設の管理運営業務を良好かつ円滑に遂行するために、開催日を市と協議して定め、定期的に会議を開催するものとする。

22 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報保護法及び個人情報保護条例の規定に準拠し、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

23 情報公開

指定管理者は、管理運営業務に関して、情報公開条例に基づき情報公開請求がなされたときは、情報公開しなくてはならない。

24 臨機の措置

指定管理者は、管理運営業務に関して事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに市に報告するものとする。

市は、特に必要と認めるときは、指定管理者に対して所要の措置を指示することができるものとする。

25 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、原則下表のとおりとする。

項 目		市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用者の変動	市の事情による利用者の減	○	
	事業計画による利用者見込みとの相違		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク	協議事項	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品等の損傷、利用者への損害、臨時休業等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
施設の管理運営			○
利用者及び地域住民等からの要望、苦情及び訴訟等対応			○
施設の修繕、改修等 (ただし、指定管理者の提案に基づくものは除く。)		※ ¹ 協議事項 1件5万円 以上の場合	○ 1件5万円 未満の場合
施設の基幹的設備の整備・改修		○	
備品等の維持管理(物品の盗難、施設の損壊、情報漏洩等)	管理責任に係るもの		○
	所有権に係るもの	○	
施設の使用許可等			○
施設の目的外使用許可		○	
使用料の徴収			○
減免の決定		○	
第三者への賠償			※ ² ○
災害時対応	現場対応		○
	指示	○	
事故、火災等による施設の復旧		※ ³ 協議事項	
天災その他不可抗力による施設の復旧		○	

- ※1 原則として市の負担とするが、協議のうえ指定管理者負担となる場合がある。
- ※2 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び周辺住民等に損害を与えた場合が対象となる。
- ※3 事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。
指定管理者が負担するものの内、指定管理の継続に重大な影響を及ぼす事案については、その都度協議するものとする。

2.6 環境条例の遵守

指定管理者は、施設の管理運営業務にあたっては、環境条例を遵守し、温室効果ガス排出削減等の環境への配慮に努めるものとする。

2.7 目的外の使用

- (1) 指定管理者は、施設の設置目的以外の目的で施設を使用するときは、市に対して行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、第三者から前項と同様な趣旨による本施設の使用願いがあつたときは、その願出を受理することなく、願出人に対して市へ願出するように指導するものとする。
- (3) 市は、前項の願出があつたときは、指定管理者と協議の上、管理運営業務に支障がなく、かつ市民サービスの向上に貢献すると認めるときは、許可するものとする。

2.8 再委託の取り扱い

- (1) 指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。
- (2) 指定管理者は、施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断するときは、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (3) 前項の場合において、施設の特定期間利用団体や支援組織等が協働の精神に立脚して施設管理業務に参画する意思があるときは、積極的に当該団体等に対し部分委託することとする。
- (4) 指定管理者は、施設の管理運営業務の一部を第三者に委託するときは、書面により市に報告するものとする。
- (5) 指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画申し入れがあつたときは、受け入れるものとする。

2.9 権利義務の譲渡等の禁止

指定管理者は、協定に基づいて生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

3.0 指定管理者の取り消し等

- (1) 市は、次のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ①自治法第244条の2第10項の規定に基づき行う市の指示に指定管理者が従わないとき。
 - ②指定管理者が、関係法令や協定の規定に違反したとき。
 - ③指定管理者が、協定期間内に管理運営業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと市が認めるとき。
 - ④指定管理者の故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。
 - ⑤その他指定管理者に管理運営業務を行わせることが適当でないと市が認めるとき。
- (2) 協定の締結後、事情の変化により、市が管理運営業務を指定管理者に処理させる必要がな

なくなったときは、双方協議の上、協定を解除することができる。

3.1 損害賠償責任

- (1) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償する。
 - ① 本施設の管理運営の実施に関し、指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたとき。
 - ② 市が、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき。
 - ③ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき。
- (2) 市は、本施設の設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入する。
- (3) 指定管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害を請求することができないこととする。

3.2 原状回復

指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、施設及び設備を原状に回復し、速やかに市に引き渡すものとする。ただし、指定管理期間満了後も、引き続き指定管理者として管理運営業務を行う場合及び原状を回復するに及ばないと市が認める場合は、この限りでない。

3.3 重要事項の変更の届出

指定管理者は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならない。

3.4 立入調査

市は、必要に応じて、管理運営業務に関する指定管理者の労務管理、施設管理、備品管理、物品管理、帳簿管理、経理等の実態を把握するため、立入調査を実施するものとする。

3.5 指定管理者の引き継ぎ

- (1) 指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、市の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理運営業務を円滑に継続するために必要な引継ぎを行うものとする。ただし、指定管理期間満了後も、引き続き指定管理者として管理運営業務を行うときは、この限りでない。
- (2) 現在の指定管理者に代わり、新たに指定管理者となる団体は、現在の指定管理者が本施設の管理運営のために雇用している従業員のうち、引き続き雇用を希望する者の雇用に可能な限り努めることとする。

3.6 疑義の解決

自治法、個人情報保護法、駐車場条例、駐車場規則、個人情報保護条例、環境条例、会計規則、規定集、仕様書及びこの協定書に定めるもののほか、必要な事項については、双方協議の上、決定するものとする。